

答 申 第 5 2 号
平成 15 年 12 月 22 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山 下 淳

オンライン結合による提供制限の例外について（答申）

平成 15 年 3 月 14 日付け諮問第 144 号で諮問のあった標記のことについては、
適当と認めます。

なお、オンライン結合による提供の制限の例外について、適当と認める理由等は下
記のとおりです。

記

適当と認められる理由等

1 電子申請システムの有用性について

電子申請システムは、高度情報通信ネットワーク社会において、住民利便の向上
などを目的に、書面で行ってきた各種の申請・届出（申込）手続きをオンライン化
するものです。

電子申請システムは、インターネットの双方向型の情報交換機能を効果的に活用
することから、次の有用性が認められます。

- (1) 電子申請サービスは、時間的、地理的な制約なく利用できるもので、県民や事業
者は、いつでも自宅や職場から県に対して申請・届出（申込）をすることができ
ること。
- (2) 県民や事業者は、申請・届出（申込）のために必要な情報を事前に一覧するこ
とができるとともに、申請・届出（申込）後は、県の事務処理状況をいつでも照
会することができる。これにより県は、申請・届出（申込）者に処理状況を明ら
かにすることができ、もって、行政の透明性をより高めることができること。

2 電子申請システムにおける個人情報の保護について

電子申請システムにおいては、次のとおり、個人情報が慎重に取り扱われること
から、本人の権利利益を侵害するおそれはないものと認められます。

- (1) 申請・届出（申込）手続きに係る要綱や要領を明確にした上で、書面による申請・
届出（申込）手続きによる場合と同一の個人情報を収集すること。
- (2) 申請・届出（申込）者は、随時、自己の申請・届出（申込）情報の県による取
扱過程を知ることができること。
- (3) 個人情報をオンライン結合により提供する相手方を申請・届出（申込）をした
ものに限定されるよう、ID、パスワードによってアクセス制限措置が講じられ
ていること。

- (4) 情報の漏えいや改ざんの防止のためのシステム上の措置が講じられていること。
- (5) 電子申請システムを通じて収集した個人情報、収集目的の範囲を超えて利用できないようシステム上の措置が講じられていること。
- (6) 県の職員が申請・届出（申込）に係る個人情報を業務の目的外の利用を行わないことや、情報の流出や漏えいを防止するために必要な措置を実施することを「兵庫県電子申請システム運用管理要綱」、「兵庫県電子申請システム利用規約」において明記し、電子システムを利用する県民等に明らかにしていること。
また、県の職員が電子申請システムを通じて収集した個人情報を適正に取り扱うことを研修等で周知徹底していること。

なお、16年度以降、電子申請システムにおいて電子認証や電子決済の機能を利用することになります。これに伴う新たな個人情報の取扱内容等については、当審議会として、引き続き慎重な検討を進めることとします。